

はじめにお読みください

※下記フロー図により、扶養親族等申告書の提出が不要である場合があります。

大切なお知らせ

扶養親族等申告書を提出すると該当する控除が受けられます

下記フロー図で提出が必要かご判断ください

(1) ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に該当しますか？

該当しない

該当する

(2) 扶養している控除対象となる配偶者
または親族がいますか？

<年間所得見積額の要件>

配偶者：95万円以下の方

19～22歳の親族：85万円以下の方

19～22歳以外の親族：58万円以下の方

いない

いる

(3) 扶養している配偶者または親族に、
令和8年中に退職手当を受ける見込みの方^(※2)がいますか？

いない

いる

提出が必要

提出いただくことで、
所得税や翌年の個人住民税で該当する控除が
受けられます。

裏面の「**提出が必要**
となった場合の記入方法
のポイント」をご確認ください。

※前年の申告から変更
がない場合も、**該当
する控除を受けるに
は毎年提出が必要**
です。

提出は不要※(前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。)
同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。必要はありません。

※ 提出不要の方も、提出が必要な方と同様に基礎控除は受けることができ、源泉
徴収の所得税率は5.105%で変更ありません。

また、確定申告により各種控除を申告される予定の方、勤務先等で各種控除を
受ける予定の方についても提出不要です。

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の「作成と提出の手引き」4ページをご覧ください。

※2：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、配偶者以外の親族は58万円以下（19～22歳は
85万円以下）の方に限ります。

控除対象の条件等について、詳しくお知りになりたい方は同封の「作成と提出の手引き」を
ご覧ください。

大切なお知らせ（裏面）

<税制改正の内容について> ～令和7年度税制改正が行われました～

1. 控除対象となる配偶者の要件

控除対象となる配偶者の所得要件が一部変更となりました（下図の赤字下線箇所）。

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）で、年間所得見積額が以下に該当する方が控除対象となります。

<改正前>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除（70歳以上は加算あり）、障害者控除 障害者控除（※2）	配偶者特別控除（※1） 控除対象外（※3）	
	900万円超			

<改正後>

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除（70歳以上は加算あり）、障害者控除 障害者控除（※2）	配偶者特別控除（※1） 控除対象外（※3）	
	900万円超			

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合は、控除の対象外です。

※3 本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合は、確定申告により配偶者（特別）控除が受けられます。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 扶養親族の要件

控除対象となる扶養親族の所得要件が、年間所得見積額「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。

受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得見積額が58万円以下の方が控除対象となります。

3. 19歳～22歳の配偶者以外の親族の要件

受給者本人と生計を一にする19歳～22歳の親族（配偶者を除く）で、年間所得見積額が「58万円超～85万円以下」の方は、「特定親族」として源泉徴収の際に控除を受けることができますようになります。

※年間所得見積額が58万円以下の方は、上記2の扶養親族に該当します。

提出が必要 となった場合の記入方法のポイント

<提出手順>

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族等に変更・追加があるかをご確認ください。

変更・追加がない場合

「変更なし」の口に✓をしたうえで、提出年月日、ご本人の氏名、電話番号を記入（代筆する場合は同封の「作成と提出の手引き」を参照してください。）

変更・追加がある場合

「変更あり」の口に✓をしたうえで、同封の「作成と提出の手引き」を参照し、記載内容を訂正・追加

投函

申告書を返信用封筒に入れて切手（110円）を貼り、提出期限の令和7年11月5日（水）までに届くようポストへ投函してください（マイナンバーが確認できる書類の添付は不要です。）。

※申告書にマイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことのみを理由に申告書を受理しないことはありません。